

熊本県告示第176号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成15年2月26日から60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年2月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	3 2 5 号	菊池郡旭志村大字伊坂字南大笹 569番 番先から 同 所 大字川辺字ニノ柏木 1825番3地先まで	1,080.0	国道改

2 供用開始する期日 平成15年3月28日

熊本県告示第177号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により、少年に有害な興行として、平成15年2月18日次のように指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成15年2月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

種 別	題 名	指定理由
有害指定 映画	白衣の痴態－淫乱・巨乳・薄毛－（新日本映像） 蘭光生 肉飼育（にっかつ） 若女将 肉体でご奉仕（新東宝映画） 発情義母 息子いじり（新日本映像） 赤い長襦袢 人妻乱れ床（新東宝映画） 桜井風花 淫乱墮天使（オーピー映画） 高校教師－私は我慢出来ない－（新日本映像） 色ざんげに（にっかつ） 欲情牝 乱れしぶき（オーピー映画） 赤襦袢レズ－熟女こすり合い－（新日本映像） OL発情 奪う！（新東宝映画） 変態催眠 恥唇いじめ（オーピー映画）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第178号

昭和47年3月31日熊本県告示第243号の5（収納代理金融機関の名称及び位置）の一部を次のように改め、平成15年3月1日から施行する。

平成15年2月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

収納代理金融機関の名称及び位置の表中「大和銀行 熊本支店」を「りそな銀行 熊本支店」に改める。

熊本県告示第179号

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成15年2月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領
熊本県収納代理金融機関事務取扱要領（昭和60年熊本県告示第271号の11）の一部を次のように改正する。

別表第1 肥後銀行本店の項中「大和銀行熊本支店」を「りそな銀行熊本支店」に改める。

附 則

この要項は、平成15年3月1日から施行する。